

人間の「ちがい」と「しょうがい」 —障害の概念についての—考察—

橋本義郎*

Individual Differences and Disabilities: A consideration to conceptions of impairment, disability and handicap

Yoshiro Hashimoto *

Abstract

The author presents a new way of interpreting the situation that a person with impairments faces in society and an alternative conception of “shogai”, the difficulties that a person with impairments experiences. Shogai is a comprehensive concept that includes the meanings of impairment, disability and handicap that the World Health Organization defines. Shogai in the author's terms is regarded as one aspect or effect of some sort of individual differences. The author expects that his interpretation of the situation where shogai is identified will help us to have a new perspective to understand and change the situation so that the people with impairments can live more comfortably or with less difficulty.

キーワード

差異、障害、活動、参加

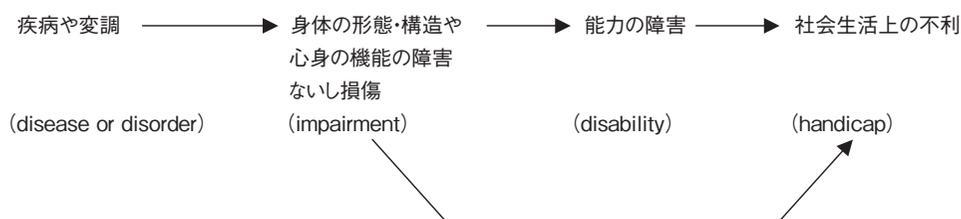
difference, impairment, disability, handicap, activity, participation

はじめに——世界保健機関による分類と本稿の目的

すべての「障害者」の社会生活と社会発展における「完全参加と平等」は、「障害者の権利宣言」(1975年、国際連合総会決議)および1981年の「国際障害者年」(1976年、国際連合総会決議)のテーマとして示された¹⁾。また、「国際障害者年行動計画」(1980年、国際連合総会決議)は、「障害者は、社会のなかで異なったニーズをもつ特別な集団ではなく、ごく普通の人間的なニーズを満たすために特別な困難をもつ普通の市民と考えられるべきである」とした²⁾。こうした考えの具体化の一助として世界保健機関(World Health Organization、略称WHO)は、国際障害分類(International Classification of Impairments、

*はしもと よしろう：大阪国際大学人間科学部教授〈2005.6.9受理〉

Disabilities and Handicaps、略称ICIDH)を公表した。この分類は「障害」の概念を、①身体の形態・構造や心身の機能についての損傷(impairment)すなわち形態・構造の障害や機能の障害と、②能力制限である能力の障害(disability)および①と②に関連する社会的結果としての社会生活上の不利(handicap)の3側面に区分して、構造的にとらえた(図表1を参照)。これによって、「障害者」が経験する「障害」とそれともなう苦痛や不利の問題を解決するには、「個人と環境との関係」を重視しなければならないことが確認された。



図表1 WHOの国際障害分類における障害の次元の相互関係

たとえば目が見えなくて耳も聞こえない「盲聾」の大学生(「Fさん」とよぶ)がいるとする。Fさんには、自分の目と耳で見聞きすることについての損傷ないし機能の障害があるといえる。この機能の障害は、点訳などのコミュニケーション支援や手引きなどの移動・交通支援を保障するサービスを組み込んだ環境がなければ、墨字(墨・インクなどの印字または手書き文字、点字と対比させての表現)の教科書を読むことや講義を聴き、発言すること、通学し、学内を自由に移動することなどについての能力の障害につながる。こうした能力の障害を解消するためのサービスや設備(点字通訳のサービスや点訳図書など)を整備しなければ、Fさんは大学をふくむ社会において教育と研究に参加する上での不利、つまり社会生活上の不利を負うことになる。

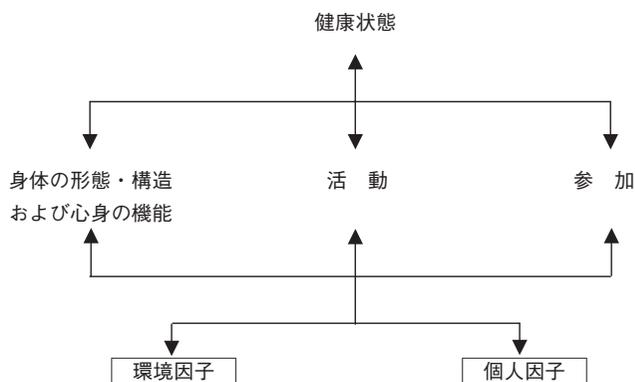
このように「障害」を構造的にとらえ、個人と環境との相互作用の結果として能力の障害や社会生活上の不利が生じるもので、その解消のためには個人と環境との相互作用を重視すべきという考えを国際的に共通理解させたことは、国際障害分類の大きな成果であった。

しかし、当然のことであるが、現実の世界の状況は多様でありかつ変化しつづける。その多様性や変化と対応するかたちで人間の考えも更新されていく。「障害」についての考えも例外ではない。国際障害分類についてのさまざまな批判や新しい考えが提起されるようになり、WHOはその改定にとりくんだ。その結果、2001年に新しい分類——国際生活機能分類(International Classification of Functioning, Disabilities and Health、略称ICF)——を公表するにいたった。

国際生活機能分類の、国際障害分類と比較しての一番の特長は、個人をまず一人の人間としてとらえ、そのありようを①身体の形態・構造および心身の機能と②活動、③参加の次元からとらえ、いわゆる「障害」もそのひとつのありようと位置づけていることである

人間の「ちがい」と「しょうがい」

(図表2と3を参照)。



図表2 WHOの国際生活機能分類の構造と構成要素の相互関係

図表3 障害の分類において使用する諸概念の定義

- ◇ 身体・形態・構造とは、器官・肢体とその構成部分などの身体の解剖学的形態・構造である。
- ◇ 心身の機能とは、心理的機能と身体の生理的機能である。
- ◇ 形態・構造の障害とは、問題とみなされる身体・形態・構造上の特徴である。
- ◇ 機能の障害とは、問題とみなされる心身の機能上の特徴。
- ◇ 活動とは、目的達成や欲求充足のために個人が遂行する単一または一連の行動のことである。
- ◇ 参加とは、さまざまな生活・人生場面へのかかわりのことである。
- ◇ 活動の制限とは、個人が活動するときを生じる「さしさわり」ないし「不便」のことである。
- ◇ 参加の制約とは、個人の生活と人生場面における参加についての「さまたげ」ないし「不利」のことである。
- ◇ 個人因子とは、個人の心身の形態・構造や機能を構成する諸要素やその複合としてある個人の内部の因子で、個人の生活に無視できない影響をおよぼすもののことである。
- ◇ 環境因子とは、自然的要素や人的社会的要素・人工物的要素などの環境の諸要素やその複合として、生活主体とみなした個人の外部にある因子で、その個人の生活に無視できない影響をおよぼすもののことである。

出所：厚生労働省〔ホームページ〕(2002)を参考にし、筆者が作成した。

たとえば、「能力の障害」を「活動の制限」をされた状況、「社会生活上の不利」を「参加の制約」をされた状況というようにとらえ、いわゆる「障害者」だけのこととはせず、どの人にも関係する「活動」と「参加」のありようの問題としている。また、「身体の形態・構造」や「心身の機能」の「損傷」ないし「障害」は、そうでない状態を「健常」とみなして基準にして、「損なわれ」て「傷ついた」状態あるいは「害(がい)」や「障り(さわり)」のあるものとするのではなく、身体の形態・構造や心身の機能の一つのありようとしてとらえている。

こうした国際生活機能分類の考え方は、「障害者」を特別な存在として見たり、「障害」を「普通」という基準からはずれたもの、「普通」とくらべて欠けた状態あるいは異常な状態であり、好ましくないことというふうにも否定的にとらえたりする考え方を見直すのに、有効であると筆者は考えている。

本稿の目的は、上に紹介した世界保健機関による二つの分類を参考にしつつまとめた、「ちがい」と「しょうがい」との相互関係についての筆者の考えを整理・紹介することである。その考えとは、一口でいうと、人間のある種の「ちがい」が、人間と環境との相互作用のなかで「さしさわり」や「さまたげ」となり(あるいは、そうみなされ)、負の価値が付与される(「よくないもの」とされる)ときに、その「ちがい」が「しょうがい」(一般的な意味の「障害」と区別するために「しょうがい」と表記する)となるという考えである。

執筆の順序は以下の通り。

1. 人としての「ちがい」と人と人とのあいだの「ちがい」
2. 「ちがい」についての価値判断と価値
3. 「障害」の一般的な意味と筆者のいう「しょうがい」の意味

1. 人としての「ちがい」と人と人とのあいだの「ちがい」

人としての「ちがい」は人と人のあいだに生まれる

世界に唯一の人として私がいたとする。その世界では、誰かとくらべてどこかが「ちがう」人に私は決してなれない。かりに私の足が1本であれ、3本であれ、人としての「ちがい」には決してならない。私の身長は170.6センチである。これについても、私以外の人がいるという認識がまったくなければ、人としての身長「ちがい」や高低を意識することはない。実態とむすびついた「ちがい」は何らかの共通性があると認識する、複数の何かのあいだの比較によって、はじめて発見の可能性が生まれる。自分以外の人々が現実において、あるいは記録や記憶によって自分以外の実在の人のありようを認識することができて、その人と自分のありようとを比較することで、その人と自分とのあいだに人としての何らかの差異を意識したときに、自分にとってのその人とのあいだの「ちがい」が生まれる。相手の人も、そこに何らかの差異を意識すると、その人にとっての「ちがい」が生まれる。さらに第三者があらわれ、私と私の比較相手(「Aさん」とする)の二人のあいだに何らかの差異を意識すると、それがその第三者にとっての私とAさんのあいだの「ちがい」になる。

「ちがい」の認識の内容は同じとは限らない

ところで、このおたがいのあいだの「ちがい」の認識の内容は同じとは限らない。部分的には同じとか、よく似ているということはある。しかし、すべてピッタリ同じということはずないと考えられる。たとえあったとしても確かめようがない。まず、自分の認識のすべてを確かめることができない。他者についてはなおさらであり、両方が同じかどうかを確かめるのはいうまでもなく無理である。

自分自身のことを考えてみる。時と場合によって「やっぱりちがう」と思ったり、「意外とよく似ている」と思いなおしたりすることがある。自分の認識も変化し、時と場合による「ちがい」が生じる。そこからおしはかって自分と他者とのあいだに「ちがい」についての認識のちがいがあるのには無理はない。たとえば、一方が「あなたと私はよく似ている」と言うのに対して、相手が「あんたなんかとは、ひとつも似たところはない」とかえすのを見ることがわりあいよくある。

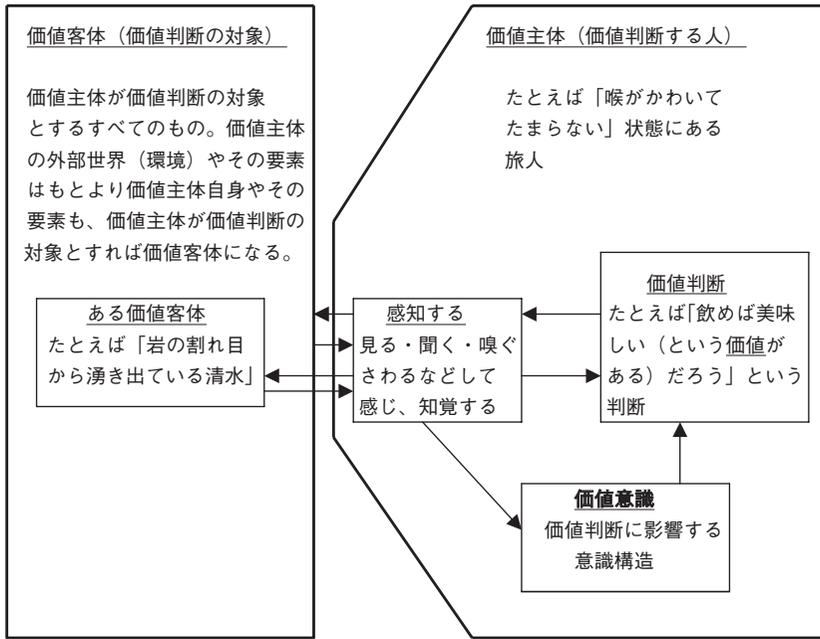
2. 「ちがい」についての価値判断と価値

「ちがい」を意識するということは、「ちがい」を意識した主体が、思考の対象としてその「ちがい」をとらえはじめるということであり、その思考には対象となった「ちがい」についての価値判断もともなう。その結果、その「ちがい」は「よい」ものと価値判断されることもあれば、「わるい」ものとされたり、結局「どちらでもよい」こととして忘れさられたりすることもある。

ちなみに、ここでいう《価値》は、見田宗介³⁾にならい「主体の欲求や欲望をみたす客体(価値判断の対象)の性能(性質や能力や効能)」をさすものとする。この価値についての判断が《価値判断》で、価値判断をする人は《価値主体》、価値判断の対象は《価値客体》である。

ある人を価値主体とすると、その人の欲求や欲望をみたす(あるいは「みたす」とその人が信じている)、あるもの(価値客体)の性能が、その人にとっての価値である。

たとえば、のどがかわいてたまらないある旅人が、岩の割れ目から清水が湧き出ているのを見て、「飲めばおいしだろう。飲みたい」と思ったとする。この場合の旅人が価値主体で、清水が価値客体、「飲めばおいしだろう」が清水についての旅人の価値判断で、「飲めばおいしい」が、その旅人にとってのそのときの清水の価値である(図表4を参照)。



矢印（ ———▶ ）は作用や行動の向きをしめしている。

図表4 価値と価値主体・価値客体・価値判断・価値意識の相互関係

3. 「障害」の一般的な意味と筆者のいう「しょうがい」の意味

「障害」の一般的な意味

「障害」の「障」も「害」も「さしさわり」や「さまたげ」を意味し、「障害」も一般的には「さしさわり」や「さまたげ」全般を意味する言葉として使われている。たとえば『広辞苑（第5版）』は「①さわり。さまたげ。・・・」としている。

筆者のいう「しょうがい」の意味

さて、筆者のいう「しょうがい」とは何か。それは、上の一般的な意味の「障害」や、「障害をもつ人」ないし「障害者」という表現のなかでの「障害」とどうちがうか。

ある状況における人と人とのあいだのある種の「ちがい」と、その「ちがい」との関係において相対的にとらえられる、ある人の「ちがい」(ないし特徴)が、人間と環境との相互作用のなかで、「さしさわり」ないしは「さまたげ」となり(あるいは、そうみなされ)負の価値を付与された場合に、「しょうがい」となると筆者は考え、《「しょうがい」》という言葉をつかっている(図表5を参照)。ここでいうある種の「ちがい」とは、「損傷」あるいは「障害」とよばれる「身体の形態・構造」や「心身の機能」についての人と人とのあいだの「ちがい」や、その「ちがい」との関係において相対的にとらえられる人の「ちがい」(ないし特徴)と、それに関連して生れる「活動」や「参加」についての「ちがい」

だから今度生まれ変わっても、障害をもって生まれたいです。そのように思うようになった私の人生を、これから話したいと思います。⁴⁾

本多は、自分の「障害」（脳性マヒにとまなう不便など）を、自分の経験においては「よい」もの（正の価値をもつもの）と見ている。これに対して前掲の彼女の著書にでてある「親戚のあるおばさん」は、「障害」をもつ本多のことを「面倒をみてやる」対象とみなし、彼女の「障害」を面倒な（負の価値をもつ）ものととらえている。この「おばさん」についてのエピソードを本多は次のように紹介している。

親戚のあるおばさんが両親に仲人を頼みにくることがあった。父母が仲人を断っても、その人は何度も来て言うのだった。「あんだたち二人が亡くなったら、私たち親戚が節ちゃんのことは面倒みてやるで」

両親は何も言わずに聞いていたが、私はいつも陰で「面倒なんかみっこないのに……」と腹立たしく思った。……<中略>…… 何度訪ねてきても断りづづけたが、「どうしても」という親戚のことばに、兄夫婦が仲人を引き受けることになった。

両親が亡くなり、私が後に離婚して実家に一人で暮らすようになって、あれほど「節ちゃんの面倒は私たちがみてやるで」と言っていた親戚のおばさんは、私の様子をうかがいに来たことはない。⁵⁾

もう一つ例をあげる。筆者が勤務する大学には「共生のコミュニケーションⅠ」という科目があり、そこでは「聾者」である先生による手話の授業がおこなわれている。その授業に一受講生として参加し、先生にたずねてみた。「はっきり言って、手話が下手くそなので、先生と話しをするのはめんどうで、ちょっとしんどいなというところもある。でも同時に、うまく手話ができないので、我流の手話や、いろんなジェスチャーをためてみることになり、そのことが結構おもしろいし、そうした新しいことを試すことで、わくわくするところもある。「めんどうくさいけど、もっと積極的にいえば、めんどうくさいから、おもしろい」という面もある。先生はどうですか。」

この筆者の問いかけへの先生の答えは、手話がうまくできない人と話すことは、めんどうだけれど、おもしろい、だった。少なくとも、手話を「できる—できない」や「聞こえる—きこえない」のおたがいのあいだの「ちがいがい」のためのめんどうもあるけれど、それゆえのおもしろさもあるという考えにおいて、先生と筆者は同じであった。少なくともそのときの「共生のコミュニケーションⅠ」の授業という場においては、手話を「できる—できない」や「聞こえる—聞こえない」の「ちがいがい」とそれにとまなう「めんどくささ」は、ただの「さしさわり」や「めんどう」にはなっていない。それゆえの、それをこえる「よさ」があり、当事者の双方が、その「よさ」を認めている。誰かに不当に不利益をもたらしたり、誰かを差別的被害者にさせたりする作用も生んでいない。したがって、この場合の「ちがいがい」は「しょうがいがい」にはなっていない。

「ちがい」や「障害」が「しょうがい」になる場合

では、どんな場合に「ちがい」が「しょうがい」となるか。ある状況にかかわる当事者のあいだに「身体の形態・構造」や「心身の機能」の「ちがい」があり、その状況において、ある当事者が活動や参加について、他の当事者とくらべて制限・制約され、不利益をおわされ、そのことに負の価値が付与される場合と、自らの「身体の形態・構造」や「心身の機能」の特徴(他者と「ちがう」ところ)について負の価値が付与される場合とである。こうした場合に「しょうがい」を負わされる当事者が、「しょうがい者」ないし「しょうがい」をもつ人である(①「心身の形態・構造」および「心身の機能」と②「活動」、③「参加」の意味については図表3を参照)。

たとえば、「聾者」の学生が多くの「健聴者」の学生と同じ教室で「社会福祉」の授業を受けているとする。その場合に、手話通訳や要約筆記などのコミュニケーション支援のサービスがまったくなされないとすると、「聾者」である学生、つまり聴力についての(「健聴者」とくらべての)「ちがい」をもつ学生は、同じ授業を受けている「健聴者」の学生とくらべて、少なくとも講義を聴くという点において不利益を負う。たとえば講義内容をその場で理解して、ノートをとったり、質問したりするという活動を制限され、授業に参加することを制約されることになる。そのことが「よくない」と判断され、そこに「しょうがい」のあることが認識されると同時に、その「聾者」の学生が、その状況において「しょうがい」をもつということになる。

もう一つ、地下鉄の乗客のことを例にして説明してみる。筆者は大阪市営地下鉄をよく利用するが、ホームと改札や地上とのあいだをむすぶエレベーターがまだ設置されていない駅がいくつもある。この地下鉄の利用当事者のあいだには、見方によってさまざまな「ちがい」があり、その「ちがい」によってさまざまな立場の当事者を見出すことができる。たとえば、視力の「ちがい」に着目すれば、「全盲」の人、「弱視」の人、「近視」の人、「遠視」の人、「視野狭窄」の人、「正常」視力の人などの立場を考えることができる。こうした「ちがい」と、それをめぐる立場は無数に考えられ、そのすべてについて言及することは不可能である。そこで、足の何らかの事情(脚力が弱かったり、足が硬直していたり、あるいは両足がなかったりなど)で、車椅子を使用する乗客のことを中心にとりあげてのべてみる。

たとえば、足が硬直している人は、足という身体の一部の構造や機能についての「ちがい」とむすびついた「機能の障害」(足を自由に動かす機能の障害)をもつといえる。この人がエレベーターの設置されていない駅で乗降するとなると、階段での介助が必要になる。介助によって乗降するのはエレベーターを利用するのとくらべてはるかに多くの時間を要するし、階段の途中で介助者がつまずいたり、車椅子をもつ手をすべらせたりして車椅子ごと転落させられる危険もある。このことは車椅子を使用する当事者の地下鉄利用による活動を制限し、社会参加を制約している。それが「よくない」と判断され、「しょうがい」があると認識されると同時に、車椅子を使用するその乗客は、「しょうがい」をもつということになる。

「むすび」として・・・「障害」や「しょうがい」のありようは、人びとが「ちがいがい」にどう向き合うかによって変わる

すでに説明してきたように、いわゆる（「障害者」がもつとされる）「障害」も筆者のいう「しょうがい」も、個々の人に付着・固定しているものではない。人と人との「ちがいがい」やその「ちがいがい」との関係によって相対的にとらえられる個々の人の特徴（他の人との比較によってわかる、人それぞれの「ちがいがい」とむすびついたもので、人と人との「ちがいがい」をふくむ社会状況や、人それぞれの「ちがいがい」に人びとがどう向き合うか——どう受けとめ、解釈・判断し、いかに立ち向かうか、現状を変えようとするのか、あるいは追認するのか、変えようとする場合は、いかに変えようとするのか——によって、そのありようは変わる。解消されたり、楽しみに転化したたりもすれば、逆に「障害」や「しょうがい」の度合いが大きくなったり、複雑になったりもする。

いわゆる「障害」が、ただの「ちがいがい」の一つ、あるいは特長ないし望ましい「ちがいがい」の一つとみなされるような社会をつくっていくための、議論の素材として本稿を使っただけならば願っている。

注

- 1) 橋本義郎(1991)13頁。
- 2) 竹原健二〔編〕(2004)48-49頁による。
- 3) 見田宗介(1966)。
- 4) 本多節子(2005)6頁。
- 5) 同上、168 - 169頁。

参考文献

- 厚生労働省〔ホームページ〕(2002)『国際生活機能分類—国際障害分類改訂版—』（日本語版）。
- 竹原健二〔編〕(2004)『現代障害者福祉学』学文社。
- 佐藤久夫・小沢温(2003)『障害者福祉の世界〔改定版〕』有斐閣。
- 定藤文弘・佐藤久夫・北野誠一〔編〕(2003)『現代の障害者福祉〔改定版〕』有斐閣。
- 橋本義郎(1991)「人権と障害者の「訴え」：身体障害者をめぐる事情の検討を中心に」『ソーシャルワーク研究』Vol.17 No.1、13-18頁。
- 橋本義郎(1996)『権利と行為の社会学：セルフ=アドボカシー実践のために』エルピス社。
- 本多節子(2005)『脳性マヒ、ただいま一人暮らし30年：女性障害者の生きる闘い』明石書店。
- 見田宗介(1966)『価値意識の理論』弘文堂。